

附属図書館の寄附文庫の受入に関する取扱要項

(平成28年4月28日附属図書館長決裁)

[令和3年7月15日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学附属図書館（以下「図書館」という。）に寄附文庫として受入れるものの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 寄附文庫として指定する場合は、運用に支障をきたすような条件や制限が付されていないことを前提とする。

2 寄附文庫として指定するものは、内容に特殊性、専門性、又は稀覯性のあるもので、かつ次の各号に該当するものとする。

- 一 学術上特定の分野に関して体系的な内容によって構成されている。
- 二 一括管理することによって学術的価値が高くなる。
- 三 一括管理することによって利用上又は保管上特別の利点が生じる。
- 四 ある程度まとまった冊数がある。

(寄附申込み)

第3条 資料を寄附しようとする者は、寄附申込書（別紙様式1）に紹介者又は推薦者による寄附文庫推薦書（別紙様式2）を添えて、附属図書館長に提出するものとする。ただし、図書館の依頼に基づく寄附の場合はこれを省略することができる。

(審査・協議)

第4条 前条の寄附申込みを受けたときは、附属図書館本館（以下「本館」という。）に関わる資料にあつては附属図書館本館運営会議（以下「本館運営会議」という。）において、附属図書館医学図書館（以下「医学図書館」という。）に関わる資料にあつては附属図書館医学図書館運営会議（以下「医学図書館運営会議」という。）において、第2条及び次の各号に掲げる事項について、寄附申込書及び寄附文庫推薦書をもとに審査を行うものとする。

- 一 旧蔵者の経歴等
 - 二 主たる所蔵分野
 - 三 資料の特色
 - 四 数量
 - 五 寄附文庫として扱うことによる利点又は必要性
 - 六 その他
- 2 審査の結果、寄附文庫として受け入れることが適当であると判断したときは、次の各号に掲げる事項を決定するものとする。
- 一 文庫の名称
 - 二 冊数又は点数
 - 三 その他
- 3 審査の結果、寄附文庫として受け入れることが適当でないと判断したときは、通常の寄附資料として取り扱うものとする。
- 4 審査を行うにあたって、必要があれば、関連分野の教員に意見を求めることができる。

(指定)

第5条 寄附文庫の指定は、本館運営会議又は医学図書館運営会議の審査及び協議結果をもとに、附属図書館運営会議の議を経て行うものとする。

(取得価額)

第6条 寄附文庫として指定された資料の取得価額は、次の各号のいずれかによって定める。

- 一 定価もしくは同種の図書を参考とした評価額
- 二 業者の見積額
- 三 見積りが困難なものは備忘価額

(整理)

第7条 寄附文庫として指定された資料の整理は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

- 一 資料は全点所蔵データベースに登録する。
- 二 学術的価値を解説した冊子体目録を作成する。
- 三 資料には寄附者名及び旧蔵者名等を表示し、文庫名ラベルを貼付する。ただし、資料の状態によりラベル等の貼付が困難な場合は、直接本体に貼付しないなど適切な方法をとる。

(管理・運用)

第8条 寄附文庫として指定された資料の管理は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

- 一 資料は別置する。
 - 二 資料は一括管理、一括配架とする。ただし、特殊な形態の資料（古文書、フィルム、大型の地図、絵画等）は個別に検討する。
- 2 資料の閲覧、貸出及び複写等に関する運用については別に定める。

(指定の解除)

第9条 寄附文庫として取り扱うことによる利点又は必要性がなくなつたと認められる場合は、文庫の指定を解除することができるものとする。

- 2 指定解除の手続きは、指定手続に準ずるものとする。
- 3 指定を解除された資料は、通常の資料と同様に扱う。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 島根大学学術情報機構附属図書館の寄附文庫の受入に関する取扱要項（平成25年6月28日学術情報機構附属図書館長決裁）は廃止する。

附 則

この要項は、令和元年5月28日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

寄 附 申 込 書

島根大学附属図書館長 殿

住所（所属）

氏名

印

下記の資料を寄附するにあたり、「附属図書館の寄附文庫の受入に関する取扱要項」を熟知して寄附申込みをします。

記

1. 名称

ほか

別紙内訳書のとおり

2. 数量

3. 主たる所蔵分野

(別紙様式2)

令和 年 月 日

寄附文庫推薦書

島根大学附属図書館長 殿

所属学部

氏名

印

寄附申込書の資料は、「附属図書館の寄附文庫の受入に関する取扱要項」の文庫の指定基準に該当すると認め、推薦します。

記

1. 旧蔵者の経歴等（詳しく）
2. 資料の特色（詳しく）
3. 文庫として扱うことによる利点、必要性（詳しく）